

秘

高級享樂停止ニ關スル具體策要綱

一九二二五内閣參事官
及内務、大藏、農商、厚生
各省關係官會議決定

決戰非常措置要綱中高級享樂ノ停止ニ關スル具體的方策ヲ左記各項
ノ如ク定ム

第一

高級料理店 (料理店トシテ許可セルモノ及飲食店トシテ許可セ

ルモノ其ノ實質ガ料理店トシテ許可セルモノニ相當スルモノ)ハ之

ヲ休業セシム

①料理店ノ飲 食店ニ轉セリ認ムルハ
原則トシテ認メズ

飲食店トシテ許可セルモノ (其ノ實質ガ料理店トシテ許可セルモノ

ニ相當セルモノヲ除ク)ハ之ガ營業ヲ繼續セシム

待合ハ全部一應休業セシメタル上高級待合ハ引續キ之ヲ休業セシ

メ下級待合ニ付テハ待合ノ名稱ヲ斷シ其ノ實質ヲ慰安所的ノモノ

トシテ(專ニ婦人) 此等ノ慰安所ハ之ノ如ク

記

專ニ婦人トシテ一室限リノ食事を許ス。團ハ出
テテ、女ヲ接待シ認メズ。

此等ノ慰安所ハ之ノ如ク
專ニ婦人トシテ一室限リノ食事を許ス。團ハ出
テテ、女ヲ接待シ認メズ。

タラシメテ之が營業ヲ繼續セシム

三、 娯妓置廢及娯妓ニシテ前項ノ營業ニ必要ナルモノハ其ノ名稱ヲ改

メテ營業セシムルモ其以外ノモノハ之ヲ休業セシム

四、 カフエー、バー、ノ類ハ之ヲ休業セシム

五、 興行内容ヲ刷新スルト共ニ高級ナル興行ハ之ヲ休業セシム

六、 營業休止ハ全商一齊ニ三月五日ヨリ之ヲ爲スモノトス、休業ノ

期間ハ一年間トス

七、 密集地區ノ劇場、映畫館等ヲ整理シ適正配置ヲ爲ス

八、 休業者ニ對スル金融的措置トシテ、左ノ方法ヲ講ズルモノトス

(一) 債務取立ハ實情ニ即シ之ヲ對子セシムル様適當ナル措置ヲ講ズ

ルコト

(二) 組合ヨリ必要ニ應ジ生活援助金ヲ給付セシムルコトトシ之

ニ必要ナル資金ハ國民更生金庫ヨリ組合ニ融通セシムルコト

(註) 前各號ノ外生活費資金ノ爲庶民金庫ヲ利用スル途ア

リ

九、 轉廢業者ニ對スル經濟的援助措置トシテハ國民更生金庫ニ依

ル資金引受等従前ノ企業準備ノ場合ニ於ケル轉廢業者ニ對スル

モノト同様ノ措置ヲ講ズ

十、 休業又ハ轉廢業セル業者ニ對シテハ租税ノ減免並ニ徴收停止

ニ付適當ナル措置ヲ講ズ

本件ニ付テハ大藏省ヨリ其ノ取扱方ニ付地方稅務當局ニ

特別ノ通牒ヲ爲スモノトス

十一、 休業又ハ轉廢業セル娯妓、女給等ニ對シテハ必要ニ應ジ厚生

ヲ講ズ

十二、 休業又ハ轉廢業セル娯妓、女給等ニ對シテハ必要ニ應ジ厚生

ヲ講ズ

ヲ講ズ

ヲ講ズ

娯妓ノ飲食ノ禁止

高等ノ娯妓ニシテ

カフエー、バーノ類

ハ之ヲ休業セシム

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

娯妓ノ休業

ノ期間ハ一年間トス

省ニ於テ生活援助金 支給ノ措置ヲ講ズ

十二 前各項ニ依リテ生ゼル弊疾、支給其ノ他ノ余剩勞務ハ時局ニ

必要ナル方面ニ就業斡旋ス

十三 休業セルモノニ對シテハ應廢業ヲ物議スルト共ニ休職廢業セ

ル物的施設ニ付テハ勞務者住宅等時局ニ相應スル利用方法ヲ講
ズルモノトス

尙應調ニ寄與セシムルコトヲ認識ス

十四 前各項中高級、下級ノ區別ハ地方長官ニ於テ之ヲ爲ス

一 新ノ表ノ時期 二十九日 同議報告書

二

一 特殊地区ノ合併ヲ考慮スルト

一 付合科理局ノ有因ノ付器類